

令和2年11月 定例記者会見

と き 令和2年11月25日（水）
午前10時30分から
ところ 市役所202、203会議室

会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 とびっくす
- 3 11月定例議会提出案件について
- 4 質疑
- 5 その他

目 次

1	とびっくす	1
2	1 1 月定例議会日程（案）	3
3	提出案件一覧	4
4	条例案件等	7
5	令和2年1 1 月補正予算について	1 9
6	令和3年2月末までの主な行催事	3 0

1 とびっくす

犬山市コミュニティバスの愛称が 「わん丸君バス」に決定！

犬山市コミュニティバスをより多くの人に親んでもらい、地域に愛されるバスとなるよう愛称を募集し、「わん丸君バス」に決まりました。

「わん丸君バス」は93人から提案がありました。その中から抽選で「井戸岳秋（いどたけあき）さん（池野小学校6年）」と、この愛称募集をすることを提案した「小川天斗（おがわたかと）さん（令和元年度当時犬山中学校3年）」に記念品を贈呈します。

贈呈式は、 日時 11月29日（日）午後3時から
場所 市役所2階204会議室

【応募】

市内在住の小中学生から総数681件の応募がありました。

【1次選考】

犬山市地域交通会議委員により13案に絞り込みました。



【2次選考】

最終候補13案のうち一番良いと思われる案に、市内在住の小中学生が投票し、得票数の一番多かった「わん丸君バス」に決定しました。

【愛称の利用】

愛称は、バスの車体や路線図、バス停留所、チラシなどへ順次表示していきます。

【経緯・目的】

愛称募集は、令和元年度に犬山中学校で行われた「選挙の大切さを伝える主権者教育（ワークショップ）意見交換会」で、当時中学3年生の生徒（小川天斗さん）から市長に提案があり実現したものです。

令和2年9月定例記者会見の続報です

証明書をスマホで申請・決済できる サービスを導入します

スマートフォンとマイナンバーカードを使って、住民票や印鑑証明書、課税証明書などの証明書を、オンラインで申請して手数料の支払いまでを行うことができる新しいサービスを導入します。こうしたサービスの提供は愛知県内で初めてです。

従来型のオンライン申請では、手数料の支払い機能がなかったため、郵便小為替の購入や代引き手数料が発生し、利用者に手間や負担がかかるなどの課題がありました。今回導入するサービスで、これまでの課題を解決します。



申請内容を入力



パスワードを入力して
マイナンバーカードを
スマホにかざす



クレジットカードで
手数料を支払い

1. 証明書交付申請サービス開始予定時期

令和3年1月から 課税（所得）証明書、納税証明書

令和3年3月から 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部（一部）事項証明書

※交付手数料は窓口と同じです。

2. サービス利用の流れ

マイナンバーカード、スマートフォン（マイナンバーカードが読み取り可能なもの）、クレジットカードが必要です。

- ① 市ホームページからサービスにアクセス
- ② 専用アプリをダウンロード（マイナンバーカードの読み取りに使用します。）
- ③ メールアドレスの登録を行い申請（Google、LINE アカウントとの連携も可能です。）
- ④ 市で申請内容の確認後、証明書を郵送（申請後2営業日程度で発送します。ただし、申請内容に不備がある場合は、申請者と個別に連絡のうえ発送します。）

2 1 1 月定例議会日程（案）

議会期間 22日間 11月30日（月）～12月21日（月）

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	11. 30	月	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明
第 2 日	12. 1	火		○精 読
第 3 日	2	水		○精 読
第 4 日	3	木		○精 読
第 5 日	4	金	午前10時	○一般質問
第 6 日	5	ⓧ		○休 会
第 7 日	6	ⓧ		○休 会
第 8 日	7	月	午前10時	○一般質問
第 9 日	8	火	午前10時	○一般質問
第 10 日	9	水	午前10時	○一般質問
第 11 日	10	木	午前10時	○議案質疑
第 12 日	11	金	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第 13 日	12	ⓧ		○休 会
第 14 日	13	ⓧ		○休 会
第 15 日	14	月		○全員協議会
第 16 日	15	火		○部門委員会
第 17 日	16	水		○部門委員会
第 18 日	17	木		○部門委員会
第 19 日	18	金		○休 会
第 20 日	19	ⓧ		○休 会
第 21 日	20	ⓧ		○休 会
第 22 日	21	月	午前10時	○再開 ○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

3 提出案件一覽

提出案件数一覽表

区 分	件 数
1 条 例	13 (制定1、廃止1、一部改正7、全部改正4)
2 单 行	1
3 補正予算	8 (一般会計1、特別会計5、事業会計2)
計	22

令和 2 年 1 1 月定例議会 提出議案一覧表

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

- | | |
|-----------|--|
| 第 8 7 号議案 | 東ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 第 8 8 号議案 | 犬山市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の廃止について |
| 第 8 9 号議案 | 犬山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 第 9 0 号議案 | 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 第 9 1 号議案 | 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第 9 2 号議案 | 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第 9 3 号議案 | 犬山市遺児手当支給条例の一部改正について |
| 第 9 4 号議案 | 犬山市心身障害者更生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第 9 5 号議案 | 犬山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について |
| 第 9 6 号議案 | 犬山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について |
| 第 9 7 号議案 | 犬山市地域包括支援センターの事業の人員に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 9 8 号議案 | 犬山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について |

- 第99号議案 犬山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について
- 第100号議案 犬山市心身障害者更生施設に係る指定管理者の指定について
- 第101号議案 令和2年度犬山市一般会計補正予算（第11号）
- 第102号議案 令和2年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第103号議案 令和2年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）
- 第104号議案 令和2年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第3号）
- 第105号議案 令和2年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第106号議案 令和2年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第107号議案 令和2年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第108号議案 令和2年度犬山市下水道事業会計補正予算（第2号）

4 条例案件等

◎ 条例

市民部 地域協働課

《制 定》

- 東ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の制定について（第87号議案）

【趣旨】

東ふれあいセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

【内容】

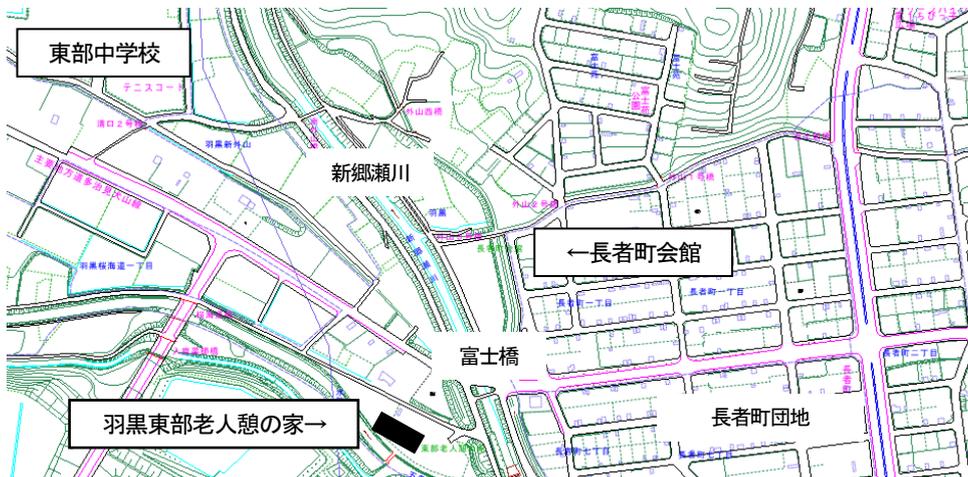
令和3年4月1日より羽黒東部老人憩の家の用途を変更し、子どもから高齢者まで誰もが利用できる地域のまちづくり拠点施設「東ふれあいセンター」として運用をする。施設管理は東コミュニティ推進協議会に委託予定。

	変更前(～R3.3.31)	変更後(R3.4.1～)
名称	羽黒東部老人憩の家	東ふれあいセンター
利用対象	60歳以上	制限なし
管理委託先	シルバー人材センター	東コミュニティ推進協議会（予定）
使用料	無料	無料 ※施設改修（令和4年秋を予定）後は、地域や施設の活性化を目的に行う利用（コミュニティ・町内会・老人クラブ・子供会の活動など）を除き、有料の予定
利用時間	午前9時から 午後5時まで	午前9時から 午後9時まで
休館日	毎週月曜日、12月28日から翌年1月3日まで	

【目的・効果】

- ①子どもから高齢者まで幅広い年代の方が様々な目的で利用できる世代交流の場所を提供する。
- ②地域のまちづくり活動の拠点として活用し、地域の活性化を促進する。

次ページに続く



【経過・今後の予定】

令和元年度に東コミュニティ推進協議会から活動拠点の要望を受け、それ以降協議を重ね、同施設を活用することになった。

今後、同協議会の意向も踏まえ、令和3年度からは、施設を管理運営する中で、地域住民や利用者等から施設の利活用についての意見集約をした上で改修を行い、令和4年秋を目途にリニューアルオープンをする予定。

【施行日】

令和3年4月1日

《廃止・一部（全部）改正》

- 犬山市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の廃止について（第88号議案）
- 犬山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について（第95号議案）
- 犬山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について（第96号議案）
- 犬山市地域包括支援センターの事業の人員に関する基準を定める条例の一部改正について（第97号議案）
- 犬山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について（第98号議案）
- 犬山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について（第99号議案）

【趣旨】

省令の改正に効率的に対応するため、条例を改正、廃止するもの。

【内容】

介護保険法に基づく指定を受ける事業者に係る人員等の基準について、条例上の規定の仕方を下記のとおり改める。（※基準の内容については変更なし。）

（例）犬山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

改正前

基準となる省令に倣い、全ての項目を省令の規定どおりに記述

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（第2条～第3条 略）

（従業者の員数）

第4条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる法第7条第5項に規定する介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（第5条～第32条 略）

（委任）

第33条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

次ページに続く

改正後

基準となる省令の規定の例によることとし、個別の項目については記述しない

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第2条 【略】

(人員及び運営に関する基準等)

第3条 この条例に定めるもののほか、第1条の基準等は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の定めるところによる。この場合において、同令第29条第2項（同令第30条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【対象条例】

	条例名	区分
①	犬山市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例 〈第88号議案〉	廃止
②	犬山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 〈第95号議案〉	全部 改正
③	犬山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 〈第96号議案〉	全部 改正
④	犬山市地域包括支援センターの事業の人員に関する基準を定める条例 〈第97号議案〉	一部 改正
⑤	犬山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 〈第98号議案〉	全部 改正
⑥	犬山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 〈第99号議案〉	全部 改正

①の内容については、②及び③の中にも含めることとする。

【効果】

省令改正の都度、条例を改正する必要がなく、省令改正時における事務の効率化を図ることができる。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（第89号議案）

【趣旨】

印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスを導入するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

コンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機と個人番号カードを利用して、印鑑登録証明書の交付をする際の手続きについて、新たに規定を設けるもの。

利用開始予定日：令和3年2月1日

○利用方法

- ①多機能端末機に個人番号カードをセットし、利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力
- ②希望する証明書（印鑑登録証明書）を選択し、必要部数を入力
- ③手数料を投入
- ④印鑑登録証明書を受け取る

○現状

市役所及び出張所の各窓口にて印鑑登録証を提示することにより交付している。その他、郵送及び電子申請による交付申請が可能。

【目的・効果】

個人番号カードの個人認証機能を利用することにより、コンビニ等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付が受けられるようにすることで、利便性の向上を図る。

次ページに続く

【多機能端末機】（店舗により記載の機種と異なる場合があります）



【施行日】

令和3年2月1日

【参考】

なお、9月定例記者会見でお知らせしたとおり、住民票の写しのコンビニ交付も2月から行えるように進めています。

《一部改正》

- 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
(第90号議案)

【趣旨】

本年度の人事院勧告に基づく、国家公務員特別職の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

期末手当の支給月数の引き下げ (△0.05月分)

	現 行	改 正 後	
		令和2年度…①	令和3年度以降…②
6月期	1.7月分	1.7月分	1.675月分
12月期	1.7月分	1.65月分	1.675月分
計	3.4月分	3.35月分	3.35月分

※令和2年度影響額 △655,256円

議 長 △38,208円

副議長 △35,308円

議 員 △581,740円 (一人当たり 34,220円)

【施行日】

①公布の日

②令和3年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について（第91号議案）

【趣旨】

本年度の人事院勧告に基づく、国家公務員特別職の給与改定に準じ、市長、副市長、教育長の期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

期末手当の支給月数の引き下げ（△0.05月分）

	現 行	改 正 後	
		令和2年度…①	令和3年度以降…②
6月期	1. 7月分	1. 7月分	1. 675月分
12月期	1. 7月分	1. 65月分	1. 675月分
計	3. 4月分	3. 35月分	3. 35月分

※令和2年度影響額 △188,271円

市 長 △73,360円

副市長 △60,880円

教育長 △54,031円

【施行日】

①公布の日

②令和3年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について（第92号議案）

【趣旨】

本年度の人事院勧告に基づく、国家公務員一般職の給与改定に準じ、職員の期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

期末手当の支給月数の引き下げ（△0.05月分）

	現 行	改 正 後	
		令和2年度…①	令和3年度以降…②
6月期	1. 3月分	1. 3月分	1. 275月分
12月期	1. 3月分	1. 25月分	1. 275月分
計	2. 6月分	2. 55月分	2. 55月分

※令和2年度影響額 △1,295万1千円
 正規職員(542人) △945万円
 (一人当たり 平均17,435円)
 臨時・非常勤職員(467人) △350万1千円
 (一人当たり 平均 7,496円)

【施行日】

- ①公布の日
- ②令和3年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市遺児手当支給条例の一部改正について（第93号議案）

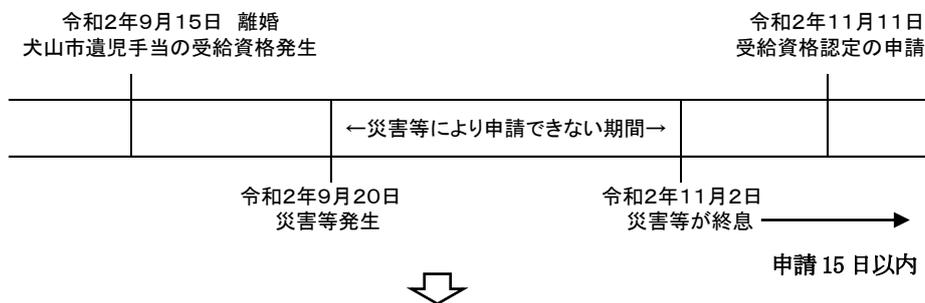
【趣旨】

新型コロナウイルス感染症等の災害発生時における遺児手当の支給申請の特例等について定めるため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

犬山市遺児手当の受給資格の認定の申請、手当額の増加の届出が災害その他やむを得ない理由によりできなかった場合において、その理由が解消された後15日以内に申請等を行ったときは、手当の支給や手当の増加は申請等を行うことができなくなった日の属する月から開始、手当額の改定ができるように改める。

特例の適用例



	支給開始月	説明
改正前	令和2年11月	申請及び届出をした月から
改正後	令和2年9月	災害その他やむを得ない理由が発生した月から

※愛知県遺児手当支給規則の改正（9月1日施行）に併せて一部改正するものであり、その他の制度である児童手当については、児童手当法第8条第3項に、児童扶養手当については児童扶養手当法第7条第2項に、届出等の特例について定められている。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市心身障害者更生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(第94号議案)

【趣旨】

犬山市心身障害者更生施設において実施する事業を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき実施する事業へと変更するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

犬山市心身障害者更生施設において市の独自事業として実施している事業を、法に規定する「生活介護」事業として、県の指定を受けて実施する。県の指定を受けるためには、サービス管理責任者資格を有する者や看護職員等専門職の配置が必須となるため、3年程前より事業者と協議していたが、今回安定した人材の確保が見込める見通しとなった。このため県に相談をし、軽微な施設改修を施すことで、人材の確保と合わせて指定を受ける条件が整ったもの。

※提供されるサービスの内容に変更はない。

【生活介護】

常に介護が必要な方に対し、日中に施設で主に次のことを行う事業

- ① 入浴、排せつ、食事などの介護
- ② 創作的活動などの機会の提供

○財政上の効果

変更後、市は国の報酬算定基準による介護給付費を支払うことになり指定管理者は下表のとおり増収となる。この介護給付費のうち3/4は、国及び県から負担金として市の歳入となるため、市の財政負担は減額となる。

	現在	変更後
指定管理者に支払う金額	1,300万円	約2,500万円（見込み）
財源内訳 (財源負担率) (市負担額)	自主財源 (市10/10) (1,300万円)	障害者自立支援給付費負担金あり (国1/2、県1/4、市1/4) (625万円)

【施行日】

令和3年4月1日

《指定管理者の指定》

- 犬山市心身障害者更生施設に係る指定管理者の指定について（第100号議案）

【趣旨】

犬山市心身障害者更生施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

犬山市心身障害者更生施設では、平成18年4月1日から5年間、平成23年4月1日から5年間、平成28年4月1日から5年間、社会福祉法人まみずの里を指定管理者として指定している。今回、指定管理期間が令和3年3月31日で満了となることから、サービスの継続や管理経費の節減を目的として、引き続き、指定管理者として指定をするもの。

○指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人 まみずの里

所在地 犬山市字牛岩37番地1

期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

○選定経過

選定審議会（9月15日）

- ・指定管理者制度及び事業の概要説明、指定期間の実績報告
- ・指定管理者制度のメリットを活かしつつ、施設利用者との信頼関係の観点から「社会福祉法人まみずの里」を最優先候補者（特定の団体）として選定

5 令和2年度11月補正予算について

○ 予算規模

総予算（企業会計を含む）

1億5,310万9千円を増額補正

補正後予算額 → 550億2,722万6千円

（補正予算前予算と比較して0.28%の増）

一般会計

1億4,832万4千円を増額補正

補正後予算額 → 350億8,550万円

（補正予算前予算と比較して0.42%の増）

特別会計

300万2千円を増額補正

補正後予算額 → 150億7,729万4千円

（補正予算前予算と比較して0.02%の増）

企業会計

178万3千円の増額補正

補正後予算額 → 48億6,443万2千円

（補正予算前予算と比較して0.04%の増）

令和2年11月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名		当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額
一般会計		25,922,442	34,937,176	148,324	35,085,500
特別会計	国民健康保険 特別会計	6,952,266	7,050,647	△ 32	7,050,615
	犬山城費 特別会計	230,410	191,072	0	191,072
	木曾川うかい 事業費特別会計	59,849	49,868	△ 4,696	45,172
	介護保険 特別会計	5,868,841	6,306,633	7,742	6,314,375
	後期高齢者医療 特別会計	1,453,351	1,476,072	△ 12	1,476,060
小計		14,564,717	15,074,292	3,002	15,077,294
企業会計	水道事業会計	1,814,284	1,815,243	△ 178	1,815,065
	下水道事業会計	3,048,773	3,047,406	1,961	3,049,367
小計		4,863,057	4,862,649	1,783	4,864,432
合計		45,350,216	54,874,117	153,109	55,027,226

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

◎ 補正予算に計上した主な事業

経営部 総務課

《一般会計》	
○ 主権者教育シンポジウム開催事業（選挙管理委員会）	補正予算要求額 59万円
【補正理由】	
主権者である市民が、国や地域の問題を自分事として、自ら考え、判断し、主体的に行動できるよう、主権者としての意識を高めるための施策を実施するため。	
【内容】	
主権者教育の一つとして、民主主義の根幹である選挙及び公職選挙法を考えるシンポジウムを開催する。	
【効果】	
シンポジウムを行うことにより、有権者の意識向上を図り、新たな時代の選挙を創造していく足掛かりとなる。	
【概略スケジュール（予定）】	
と き：令和3年2月6日（土）午後1時30分～	
と ころ：犬山市民交流センター（4階フロイデホール）	
テ ー マ：第一部 基調講演 講師 北川 正恭氏（早稲田大学名誉教授）	
第二部 投票率を向上させるためのパネルディスカッション	
議 題 1. 各種選挙の投票率を上げるためには、どうしたらよいか。	
2. 現代の社会構造と公職選挙法にギャップはあるか。	
3. 民主政治の成熟のためには何が必要か。	
【要求額の積算内容】	
＜歳出＞シンポジウムの開催費用	
報償費	170,000 円（講師・パネリストの謝礼）
旅費	129,620 円（講師・パネリストの旅費）
需用費	101,500 円（シンポジウム開催に伴う消耗品費・食糧費）
使用料	187,510 円（シンポジウム会場借上料）
合計	588,630 円

《一般会計》

○ 障害福祉サービス等給付事業（障害者自立支援給付）

補正予算要求額 7,460万円

【補正理由】

障害福祉サービス費等給付事業は、国の制度として実施しており、障害福祉サービス等給付費を9月末実績から年間経費を算定すると、サービス利用者や利用日数の増加などにより障害児給付費や重度訪問介護給付費等の増加が著しく、不足する扶助費を補正する。

【内容】

障害児者が安心して生活するために必要なサービスにかかる経費である。

【効果】

	令和元年度	令和2年度見込	差引
・生活介護給付費			
実人数：延日数	110人：25,605日	114人：26,407日	4人：802日増
・就労移行支援給付費			
実人数：延日数	26人：1,990日	27人：3,456日	1人：1,466日増
・障害児給付費のうち児童発達支援			
実人数：延件数	88人：6,950件	95人：7,825件	7人：875件増
・重度訪問介護給付費			
実人数：延時間数	3人：649時間	4人：5,615時間	1人：4,966時間増

この補正予算により障害児者へ安定したサービス提供をすることができ、障害児者のくらしを守ることができる。

【その他】

令和2年4月市内初の就労移行事業所が開設され近場でサービスを利用することが可能となった。これに伴い他の事業所から変更し利用日を増やす人も出てきた。当該事業所は新規利用者受入れのため、9月から定員を10→20人に増加している。

重度訪問介護はサービス提供できる事業所が少なく利用が限られていたが、新たな市外事業所が参入したことにより利用する人が増えた。

(次ページに続く)

【概略スケジュール】

国保連合会からの請求により、サービス費用の公費負担分を毎月支払う。

【要求額の積算内容】

<歳出>

	予算額①	執行見込額②	補正額②-①
・生活介護給付費	258,000,000 円	273,400,000 円	15,400,000 円
・就労移行支援給付費	21,000,000 円	34,500,000 円	13,500,000 円
・重度訪問介護給付費	2,500,000 円	20,200,000 円	17,700,000 円
小計			46,600,000 円
・障害児給付費 (こすもす園除く)	74,200,000 円	102,200,000 円	28,000,000 円
合計			74,600,000 円

<歳入>

・障害者自立支援給付費負担金

15.1.1.1 国庫負担金(1/2) 23,300,000 円 16.1.1.1 県負担金(1/4) 11,650,000 円

・障害児入所給付費等負担金

15.1.1.2 国庫負担金(1/2) 14,000,000 円 16.1.1.2 県負担金(1/4) 7,000,000 円

《一般会計》

○ 住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金(自然環境保全)

補正予算要求額 174万円

【補正理由】

地球温暖化の原因とされている二酸化炭素排出抑制のため、住宅用の太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電池、エネルギー管理システム、電気自動車充電設備などの住宅用地球温暖化対策設備導入について補助を行っている。太陽光発電設備について、FIT 制度（※）の期間が終了することで余剰電力を売電から自家消費に切り替える家庭が増加しており、それに伴い蓄電池の申請が急激に伸びていることから、当初予算を超えてしまうため補助金の補正を計上するもの。

※FIT 制度(固定価格買取制度) 太陽光発電で発電した電気のうち余剰分を一定期間固定の価格で電力会社が取捨する制度

【内容】

地球温暖化対策設備を導入する家庭に、設置に関する補助金を交付する。

併せて、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入補助金を利用するため、1/4 の金額を歳入として計上する。

【効果】

市内の再生可能エネルギー設備が普及し自家発電することで、購入する電力量が減少し、発電に伴う二酸化炭素の発生を抑え、地球温暖化を抑制することができる。

【その他】

FIT 制度が始まり、太陽光パネルで発電した電気を固定価格で電力会社に販売する住宅が増加した。

FIT 制度の適応期間が切れる住宅が増え、FIT 制度の適用除外となることで、今後、売電価格が下がってしまうため、蓄電池を設置し、売電ではなく蓄電することで、必要時に利用する家庭が増えている。

(次ページに続く)

【概略スケジュール】

当初予算額は、執行済額及び申請受理相当額でほぼ執行するため、予備費を充用するとともに、1月からは、補正予算額から補助金を交付予定。

【要求額の積算内容】

住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金

当初予算	4,900,000 円
・執行済み額	1,552,600 円 (令和2年10月15日現在)
・申請受理執行予定額	2,851,400 円
執行見込み額	4,404,000 円
	↓
予算残額	496,000 円

1月～3月の申請予想 (今年度の月平均より算出)

太陽光パネル	13 件×40,000 円 =	520,000 円
蓄電池	23 件×50,000 円 =	1,150,000 円
HEMS	7 件×10,000 円 =	70,000 円
合計		1,740,000 円

※県補助金にて、345,000 円の歳入が見込まれる。

《一般会計》

○ 城東中学校南側多目的広場整備事業（都市美化センター地元補償）

補正予算要求額 8,030万円

【補正理由】

城東中学校南側多目的広場整備事業において、整備予定地27筆（7,297㎡）の土地購入費を計上するもの。

また、整備予定地の1筆の土地所有者から境界確認の同意が得られていないことから、今後の交渉次第で当該地と隣接する整備予定地との筆界特定を法務局に申請する可能性があるため、筆界特定委託料を計上するもの。

【内容】

令和2年6月議会において、城東中学校南側多目的広場用地購入費として、限度額8,030万円の債務負担行為を設定している。

今議会では、債務負担行為限度額の8,030万円を補正計上し、土地売買契約が締結できた土地から所有権移転・土地の引き渡し・土地代金の支払いを行う。

27筆のうち25筆の土地所有者とは、令和2年12月末までに土地売買契約を締結する見込みである。

また、境界確認の同意が得られない土地について、測量調査を行った土地家屋調査士が代理人となって筆界特定申請することで、円滑に申請手続きが進められ、筆界特定が迅速に行われる。

【効果】

都市美化センターの設置に関する協定書に基づく地元要望が実現するとともに、城東中学校南側に多目的広場を整備することで、グラウンドゴルフ、少年ソフトボール・少年サッカーの練習、中学校部活動の練習、学校行事の際の臨時駐車場、災害時の救援物資輸送拠点などの利用が期待できる。

（次ページに続く）

【その他】

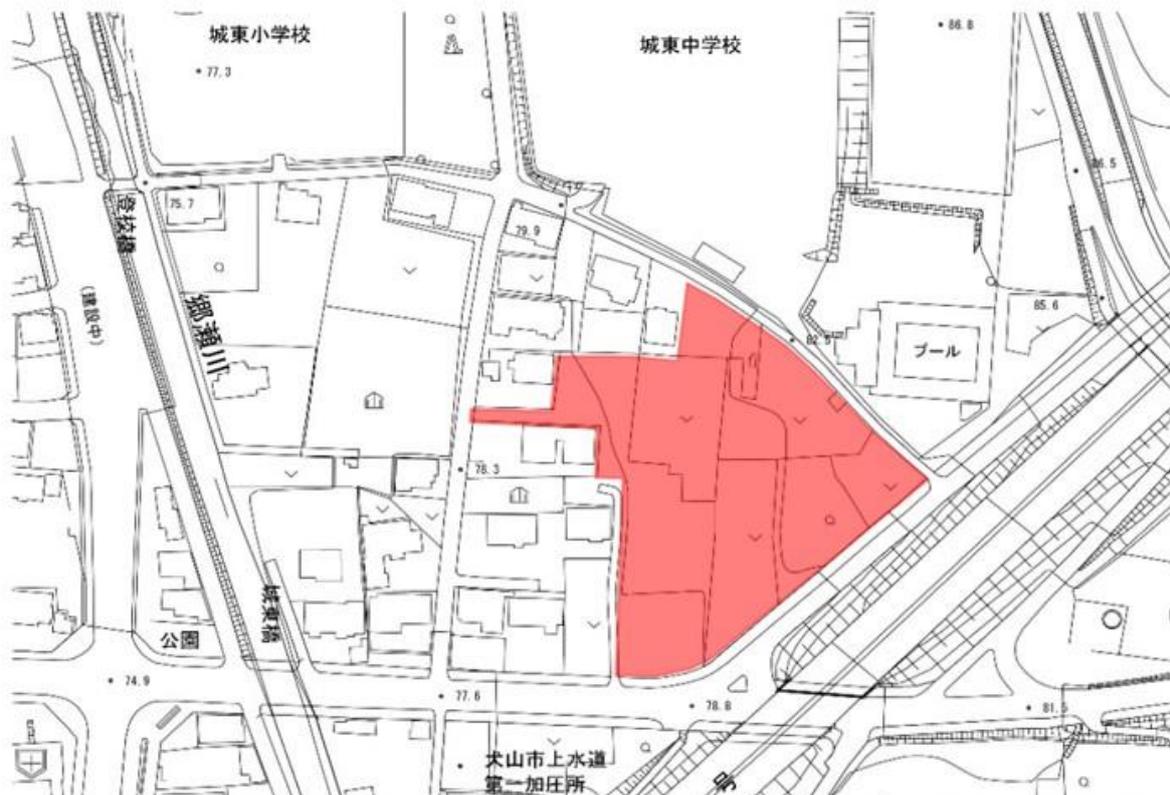
現在、契約締結の目途が立っていない2筆については、今後も取得に向けて鋭意努力していく。

【概略スケジュール】

令和2年12月 所有権移転登記申請
令和3年 1月～2月 土地の引き渡し・土地代金の支払い

【要求額の積算内容】

委託料 試験調査委託料 不動産鑑定委託料 △570,000 円
筆界特定業務委託料 570,000 円
公有財産購入費 土地購入費 城東中学校南側多目的広場用地 80,300,000 円



《一般会計》

○ 有害鳥獣駆除事業委託料（農作物等被害対策）

補正予算要求額 164万5千円

【補正理由】

イノシシやアライグマなどによる農作物被害が市内農地にて継続的に発生しており、被害防止を目的として一般社団法人犬山猟友会に委託し、有害鳥獣駆除を実施している。今年度における10月末時点でのイノシシ捕獲頭数は144頭であり、当初予算で想定した年間の捕獲数120頭をすでに超過している状況である。今年度11月以降についてもこれまでと同程度の捕獲が見込まれることから、新たに令和2年度におけるイノシシの捕獲頭数を250頭と想定し、必要な委託料を補正予算にて要求するもの。

【内容】

本事業は、(一社)犬山猟友会に委託し、駆除を行っている。駆除対象としているのは農作物被害を及ぼすイノシシ、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、カワウである。特にイノシシによる農作物被害や民家近くへの出没に関する情報が多く寄せられていることから、くくりわなや箱わなによるイノシシの捕獲を推進する必要がある。

【効果】

有害鳥獣による農作物をはじめとした市民への被害を防止するために駆除を実施するもので、駆除の推進により、生息数の減少と生息範囲の縮小を図る。

【その他】

イノシシ捕獲頭数推移	令和2年度(10月末)	: 144頭
	令和元年度	: 126頭
	平成30年度	: 181頭
	平成29年度	: 93頭
	平成28年度	: 47頭

(次ページに続く)

【概略スケジュール】

捕獲は通年実施。これまで4半期ごとに捕獲数に応じた請求に対し支払いを実施。今後は、令和2年10～12月分、令和3年1～3月分について(一社)犬山猟友会から請求書を受領し支払うもの。

【要求額の積算内容】

有害鳥獣駆除事業委託料

イノシシ捕獲頭数 捕獲単価：12,650円

当初予算 120頭 1,518,000円 ①

令和2年度見込み 250頭 3,162,500円 ②

補正要求額 130頭 1,644,500円 ②-①

※参考

令和2年4月～10月末実績 144頭 1,821,600円

6 令和3年2月末までの主な行催事

名称等	母語で子どもの教育サポート事業（母語教室）（毎週土曜日、全10回）		
実施期間	11月21日（土）～ 2月6日（土）	時間	10:00～12:00
場所	犬山市役所2階 会議室		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	第2回SDGsから考える犬山市の男女共同参画		
実施期間	11月29日（日）	時間	13:30～16:00
場所	犬山市民健康館 さら・さくら		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山男女共同参画市民会議		
名称等	ドイツポスター展示		
実施期間	12月1日（火）～ 12月27日（日）	時間	10:00～18:00
場所	犬山市立図書館1階 ※初日は12:00から		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	年末の交通安全県民運動		
実施期間	12月1日（火）～ 12月10日（木）		
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	シートベルト・チャイルドシート関所		
実施期間	12月2日（水）	時間	9:30～10:30
場所	犬山市民文化会館		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	犬山市障害者作品展		
実施期間	12月2日（水）～ 12月4日（金）	時間	8:30～17:15
場所	犬山市役所1階市民プラザ		
担当所属	福祉課		
主催	犬山市委託（犬山市身体障害者福祉協会）		
名称等	交通安全大監視		
実施期間	12月4日（金）	時間	7:30～8:00
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		

名称等	犬山市文化史料館企画展「くらしのなかの土人形」		
実施期間	12月4日（金）～ 2月2日（火）	時間	9:00 ～ 17:00
場所	犬山市文化史料館本館展示室2		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	犬山市文化史料館南館企画展「大からくり郷土玩具展」（前期・後期）		
実施期間	12月4日（金）～ 2月15日（月）	時間	9:00 ～ 17:00
場所	犬山市文化史料館南館		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	絵画交流展		
実施期間	12月7日（月）～ 12月14日（月）	時間	8:30 ～ 17:15
場所	犬山市役所 1階市民プラザ ※初日は12:00から、最終日は12:00まで		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会		
実施期間	12月17日（木）	時間	13:30 ～ 15:00
場所	南部公民館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	犬山市心身障害児（者）父母の会クリスマス会		
実施期間	12月19日（土）	時間	13:00 ～ 15:00
場所	南部公民館講堂		
担当所属	福祉課		
主催	犬山市心身障害児（者）父母の会		
名称等	オンラインいぬやま子育てシェア博		
実施期間	12月20日（日）	時間	13:00 ～ 16:00
場所	オンライン		
担当所属	子ども未来課		
主催	犬山市		
名称等	第4回フューチャーセッション@犬山		
実施期間	12月20日（日）	時間	19:00 ～ 21:00
場所	オンライン		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市協働プラザ		

名称等	コミュニティ通訳者養成講座（毎週日曜日、全5回）			
実施期間	12月20日（日）～	1月31日（日）	時間	9:00～17:00
場所	犬山市役所2階 会議室			
担当所属	地域協働課			
主催	犬山市			
名称等	ロボット塾			
実施期間	12月24日（木）～	12月27日（日）	時間	9:00～12:00
場所	市民交流センター（27日は9:00～16:00）			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市教育委員会			
名称等	犬山二十歳の集い2021			
実施期間	1月10日（日）	時間	12:15～	16:00
場所	市民文化会館、南部公民館			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	二十歳の集い実行委員会			
名称等	困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会			
実施期間	1月20日（水）	時間	13:30～	15:00
場所	南部公民館			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市教育委員会			
名称等	第5回フューチャーセッション@犬山			
実施期間	1月20日（水）	時間	19:00～	21:00
場所	オンライン			
担当所属	地域協働課			
主催	犬山市協働プラザ			
名称等	困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会			
実施期間	2月3日（水）	時間	13:30～	15:00
場所	南部公民館			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市教育委員会			
名称等	第11回子育てフォーラム I N犬山			
実施期間	2月6日（土）	時間	14:00～	16:00
場所	市民健康館さら・さくら交流ホール			
担当所属	子ども未来課			
主催	犬山市			

名称等	犬山市心身障害者（児）運動会		
実施期間	2月6日（土）	時間	10:00 ～ 12:00
場所	エナジーサポートアリーナ		
担当所属	福祉課		
主催	犬山市委託（犬山市心身障害児（者）父母の会）		
名称等	タウンミーティング～認知症高齢者をどう地域で見守るか～		
実施期間	2月13日（土）	時間	10:00 ～ 11:30
場所	オンライン		
担当所属	高齢者支援課		
主催	犬山市		
名称等	図書館記念講演会（演題未定）講師：赤木かん子氏		
実施期間	2月13日（土）	時間	14:00 ～ 16:00
場所	南部公民館 講堂		
担当所属	文化スポーツ課図書館		
主催	犬山市教育委員会、犬山ロータリークラブ		
名称等	母語で子どもの教育サポート事業（教育相談会、母語教室発表会）		
実施期間	2月14日（日）	時間	14:00 ～ 17:00
場所	犬山市役所2階 会議室		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	第6回フューチャーセッション@犬山		
実施期間	2月20日（土）	時間	19:00 ～ 21:00
場所	オンライン		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市協働プラザ		
名称等	優秀映画鑑賞推進事業「名作シネマ鑑賞会」		
実施期間	2月20日（土）～ 2月21日（日）	時間	9:45 ～ 15:45
場所	犬山市南部公民館		
担当所属	文化スポーツ課市民文化会館		
主催	犬山市教育委員会		